

# 兵庫県職労エース

No. 技専協版 2021.3.11

兵庫県職員労働組合 情報宣伝部

金本 信二

技専協 人員・職場要求産業労働部交渉

## 但馬技大・障害者技専嘱託職員の継続配置に努力

12月2日、技専協の人員・職場要求産業労働部交渉を行った。増員をはじめとした諸要求に対し、部当局は行財政運営方針やシーリングに伴う県予算の削減等による厳しい財政状況を強調した。しかし、但馬技大・障害者技専の嘱託員の継続配置について、今年度限りという姿勢を崩さなかったものの、組合から繰り返し継続配置を求めた結果、「配置に向け、努力」という回答を、また、兵庫障害者校キャリア実務科の増員要求については、「訓練に支障が生じないよう講師の増員を含めて適切な処置を行う」という回答を引き出した。人員体制確保や新規採用に向けた努力などの基本姿勢を確認して、部交渉については区切りをつけた。

### 【当局回答（交渉での追及による再回答含む）の要旨】

#### 人員関係

◎1単位3名の通達にしたがって指導員配置を適正に配置すること。

・国からの通達では、1訓練科1単位3名を標準とし、訓練科個々の訓練実施状況を考慮して増減できることが明示されている。配置にあたっては、訓練生の数や専門性を考慮しつつ、外部講師の活用を図るなど、通達の趣旨を踏まえて、適正に配置してきた。

◎会計年度任用職員の配置ではなく正規職員を適正配置すること。

もの大…在職者訓練科1名

兵庫障害者校…総合実務科1名

・もの大と兵庫障害者校については、指導員1名の早期退職及び再任用職員1名が継続更新しなかったことにより生じた。これについては、新年度の体制を検討する中で、業務に支障が生じないよう努める。

◎指導員を増員すること。

もの大…金属塗装コース1名

兵庫障害者校…OA事務科1名、インテリアCAD1名、キャリア実務科1名

・R3年度の人員体制は、行財政運営方針において「H30年4月1日時点の職員数を基本とする」としている。指導員の配置は、これまでから訓練生の数や専門性を考慮しつつ、外部講師の活用を図るなど、国からの通達の趣旨を踏まえて、適正に配置してきた。要求のあったもの大、兵庫障害者校の指導員の配置は、職場要求でいただいた趣旨等を踏まえ、一定改善を図ってきた。いずれにしても両校を含めた指導員の配置は、新年度の体制を検討していく中で、業務に支障がないよう適正配置に努める。

◎退職者は正規職員で補充すること。

もの大…ものづくり複合コース1名(再任用)、CADコース1名(再任用)、在職者訓練課1名(再任用)、ものづくり体験館1名(再任用)

但馬技大…建築工学科1名(退職)、自動車工学科1名(再任用)、建築工学科1名(再任用)、総合ビジネス学科1名(再任用)

神戸技専…電気制御コース1名(再任用)、総合ビジネスコース1名(退職)

障害者技専…ビジネス事務科1名(再任用)

兵庫障害者校…総合実務科1名(退職)

◎指導員の退職等に伴う欠員については、新規採用を含め正規職員を採用すること。

・来年度の体制を検討する中で訓練に支障が生じないよう再任用等を含め適正配置に努める。本年度末の退職予定者は正規職員3名、再任用9名の計12名。

◎ものづくり大学校機械製図・工作コースに月額非常勤講師と特別訓練事務を担当する会計年度任用職員を各1名継続配置すること。

・平成23年度のコース立ち上げの時から配置しており、実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)として、国庫1010が措置されている。令和3年度は、今年度と同じ体制で実施することとして、現在、国に予算要求しており、予算獲得に向けて努力する。

◎県政推進事務を担当する会計年度任用職員1名の継続配置(但馬技大) ◎公務員業務を行う会計年度任用職員1名の継続配置(障害者技専)

・これまでの交渉の結果、H20年度から25年度までは日々雇用職員を、H26年度からは嘱託員を、各1名配置してきた。また、令和2年度からは、会計年度任用職員として、同様の措置をしてきたところである。一方、入校者の減少に伴う国庫交付金の大幅な減額やシーリングに伴う県予算の削減等により、財政状況が非常に厳しいことはご理解を。こうした中、訓練に直接関係する予算を優先的に確保するために、基本的には当該年度限りの配置であること

を、是非ともご理解ご協力を。  
・(繰り返し継続配置を求めた結果)現場から一定の事務を担う補助が必要との強い要望があること、また、現場において担う事務があることから、来年度に限り今年度同様の配置に向け努力する。

◎障害者技専、兵庫障害者校に精神保健福祉士を週5日常勤で配置すること。

・精神障害を持つ訓練生が増加傾向にあり、指導員及び看護師に負担が生じて

いることは認識し両校に精神保健福祉に知見ある嘱託員をそれぞれ配置し、H30には障害者技専で週2日から週5日に増強した。現時点では、正規職員の精神保健福祉士でなければ対応できないという状況にまでは至っていないと認識しており、新年度、正規職員の精神保健福祉士を配置することは困難。

◎障害者技専に、訓練事務を担当する会計年度任用職員及び就労支援員(会計年度任用職員)を配置すること。

・財政状況が厳しく新たな配置は厳しい状況であることについて、ご理解を。当該事務職員については来年度の体制を検討していく中で適正配置に努める。

◎但馬技大、障害者技専、兵庫障害者校に給食調理員を正規職員で配置すること。

・障害者技専は、今年度から外注方式へと移行し、総務課職員において宅配弁当の手配・集金事務を担当している。但馬技大、兵庫障害者校は、今後、現行体制に変更が生じる場合には、平成27年の現業統一交渉結果に基づき、現場の業務実態を踏まえた上で、外注方式や業務の委託化などの手法も含めた対応を検討する。いずれにしても、訓練生への食事提供の現場において、支障が生じないよう、今後も対応する。

#### 職場要求関係

◎異動3原則を厳守し、科・系・職務の変更を伴う人事については県職労(技専協)と協議すること。

◎科・系・職務の変更を伴う人事については、本人の希望を尊重し適正に配置すること。

・異動3原則の遵守は、これまでも十分に配慮してきた。来年度に向けての異動についても、基本姿勢としてできるだけの対応をしたい。しかし、人事異動という事柄の性質上、必ずしも原則どおりにならない場合もあり得ることは、ご理解を。なお、異動についての県職労との事前協議については、その性質上、なじまないものと考えており、我々にお任せ願いたい。

◎昇任・昇格については、成績を理由にした差別を行わないこと。

・昇任・昇格は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づいて行うよう地公法に規定されていることを踏まえ、今後とも適正な取扱いに努める。

◎単身赴任等を伴う職員の転勤は、1ヶ月前には内示すること。また、単身用の職員住宅を早期に確保すること。

・出来るだけ早い段階で本人への話をさせて頂くよう努めてきた。引き続きその方法を工夫しながら配慮する。また、住居の確保は、従前から速やかな職員住宅の斡旋手続きに努めてきた。今後とも、十分配慮する。

◎現行の職業訓練指導員手当を調整額に移行すること。

・業務実態の変化、国・他府県の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、検討を行い、絶えず検証を行う必要がある。調整額への移行は、知事部局において調整額が適用されているものがなく、他の手当との均衡からも困難。特殊勤務手当は公務員給与の中でも特に社会的関心が高く、非常に厳しい情勢にあることについて、ご理解を。

◎単身赴任手当を増額すること。

・地方公務員の給与は、地公法に定める給与決定原則に基づき、人事委員会の勧告・報告を踏まえて対応することが基本。単身赴任手当の引き上げは、H28年度に一定の改善がなされた。単身赴任をしている方々には、いろいろな面でご苦労をかけていると認識している。要求の趣旨は人事当局に伝える。

◎教務課を新設すること。

・募集、就職等の教務事務は指導員業務の一部と位置づけていることから、総務課等との連携を図り現行体制でお願いしたい。

◎通常予算及び教材費を増額すること。

・各校の健全な維持、運営に必要な予算獲得には努力する。

◎希望する研修予算を確保すること。

・技術の進展、産業構造の高度化に対応するため、指導員の研修の重要性は認識している。必要な予算獲得には努力する。

